

学校危機管理マニュアル（不審者対応時）

1. 基本方針

- (1) 児童の身体・生命の安全を第一とし、学校内外における安全管理の万全を期す。
- (2) 緊急時の対応手順、情報伝達、役割分担等具体的に機能する組織を整える。
- (3) 関係諸機関との連携を図り、情報の共有に努め、緊急時の支援協力体制を整える。

2. 日常の安全対策

来校者への対応

- (1) 出入口は正門に限る（給食関係者、教材納入業者等、車での来校者は通用門を使用する。）
通用門はナンバー錠により施錠する。
- (2) 来校者に対する声かけ
 - ・「こんにちは。（ご用件は？） 誰にご用ですか。」
 - ・工事等の場合は、事前に周知する

* 児童への面会は特に注意する。（保護者・家の人と確認できる以外は、玄関または職員室に留置き、担任に連絡する。）

* 不審な場合は、教頭（校長）に連絡する。

3. 登下校時の安全対策

- (1) 決められた通学路を登下校する。
- (2) 決められた時間に登校する（8時10分～20分）
- (3) 終わりの会の後すぐに下校させる。
補充学習等で日頃の下校時間と異なる場合は保護者に知らせる。
- (4) 通学路の危険箇所の把握
 - ・ 参観、懇談や地域の会合で情報を収集する。
 - ・ 地区児童会等で児童から情報を収集する。
 - ・ 安全マップを作成し、情報収集をする。

4. 不審者侵入時の安全対策

(1) 避難と待避の原則

- ① 侵入者があった場合で、緊急避難の必要があるかどうか分からない場合は、原則として状況が判明するまで児童を教室で待機させ、授業者が保護する。その後、職員室からの指示で避難する。
- ② 職員が児童の近くにおり、児童に指示できる場合は以下のようにする。
 - ア. 児童を教室等に待機させる場合
 - ・ 部屋の窓、扉を閉め、施錠する。児童の人数を確認する。
 - ・ 室内では、児童を出入口からできるだけ遠ざける。
 - ・ 職員は、椅子等の防御できるものを持ち、侵入に備える。
 - ・ 職員室からの指示に従い避難する。
 - イ. 児童を緊急避難させる場合（近くに侵入者がおり、児童の安全を確保する必要がある場合）
 - ・ 侵入者から遠い位置にある階段、出入口を使い避難する。
 - ・ 避難場所は、運動場・状況によって変更はあり得る。
 - ・ 侵入者が接近して危険な場合は、物を投げたり、防御できる物を持ち、児童の避難時間を稼ぐ。
- ③ 休憩時間等職員が児童の近くにはいない場合の対応について、日頃から児童に指示しておく。
 - ・ 刃物等の凶器を持っている人を見かけたら、その人からすぐに離れ、職員室へ知らせる。
 - ・ 緊急放送があった場合は、静かに聞き、放送に従って行動する。

(2) 不審者侵入時の対応（可能な限り複数で対応する）

① 児童・職員に危害が及ぶ危険性がある場合

<発見者・対応者>

ア) 侵入者を隔離できていない場合

- ・校長室等の児童のいない部屋に隔離するよう努力する。
「お話を校長室でお聞きしますので、一緒においでください」
- ・侵入者との距離を十分にとる。
- ・危害が及ぶ危険性があることを全校職員に連絡する。
- *放送「3組の先生、〇〇までおいでください」（〇〇は不審者の隔離場所）

◎隔離できず、危害が及ぶ危険性が高い場合→②

イ) 侵入者を隔離できている場合

- ・侵入者を落ち着かせるよう言葉遣いに注意しながら対応する。
- ・危害が及ぶ危険性のあることを全校職員に連絡する。
- *放送「3組の先生、〇〇までおいでください」（〇〇は不審者の隔離場所）

<職員室>

- ・校長：状況判断 → 避難等の指示
- ・教頭は、110番通報、教育委員会へ連絡・支援要請、情報集約
- ・教務主任：校長の判断により、緊急放送「落ち着いて、運動場に避難して下さい。」

<授業担当者>

- ・「3組の先生、〇〇までおいでください」の放送があったら、教室内、廊下の児童を掌握し、活動を停止する。
- ・児童を点呼し、放送の指示を待つ。
- ・隣接教職員と連携して、状況を把握する。
- ・児童の人数が足りない場合、情報を収集する。
- ・放送の指示により運動場（侵入者の位置によって異なる場合もある）に避難する。

<侵入者対応>

- ・管理職、空き時間の職員は刺股等を所持して現場に急行する。警察が到着するまで時間をかせぐ。

<避難児童の掌握>

- ・避難後、児童の点呼を行い、教務主任に報告する。教務主任は、管理職に報告。
- ・職員は児童を取り囲むように位置する。
- ・避難完了後、職員は、現場に向かう。

<救助・救護>

- ・養護教諭：負傷者が出た場合に備えての準備

②児童・職員に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

<発見者・対応者>

- ・大声を出す、笛を吹くなどして、周囲に危険を知らせる。
 - ・近くに児童がいる場合は、すぐ逃げるよう指示する。
 - ・児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにし、児童の安全を図る。
 - ・侵入者を注視し、攻撃してきそうな場合は、距離をおきながら、机・椅子、ほうき、消火器等の身近なもので防御し、時間をかせぐ。
 - ・かけつけた他の職員に 110 番通報を依頼する。(校長判断)
 - ・侵入者が逃げたときは、大声を出しながら追いかけて、逃げる方向の児童に危険を知らせる。
 - ・児童に危害が及ばないように努力するとともに自分の身を守る。
 - ・児童がとらわれている場合は、侵入者に対し、興奮させず冷静になるよう諭す。
 - ・危害が及ぶ危険性があることを全校職員に連絡する。
- *放送「3組の先生、〇〇までおいでください」(〇〇は不審者の隔離場所)
*その他の対応は①に同じ

③児童・職員に危害が及んだ場合

<発見者・対応者>

- ・大声を出す、笛を吹くなどして、周囲に危険を知らせる。
 - ・近くに児童がいる場合は、すぐ逃げるよう指示する。
 - ・児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにする。また、侵入者の注意をそらす工夫をし、児童を侵入者から遠ざけ、安全を図る。
 - ・侵入者を注視し、さらに攻撃してきそうな場合は、距離をおきながら、机、椅子、ほうき、消火器等の身近なもので防御し、時間をかせぐ。
 - ・駆けつけた他の職員に 110 番通報を依頼する。
 - ・侵入者が逃げたときは、大声を出しながら追いかけて、逃げる方向の児童に危険を知らせる。
 - ・児童に被害が拡大しないように時間をかせぐとともに、自分の身を守る。
 - ・児童が捉えられている場合は、侵入者に対し、興奮せず冷静になるよう諭す。
 - ・さらに危害が及ぶ危険性があることを全校職員に連絡する。
- *放送「3組の先生、〇〇までおいでください」(〇〇は不審者の隔離場所)

<救助・救護>

- ・侵入者に注意しつつ負傷した児童の状況確認、救出、応急手当を行う。
- *その他の対応は①に同じ
*報道機関へは、管理職が枚方市教育委員会と連携して対応する。

5. 校外で発生した事象への登下校の対応

校外で発生した事象に関して、児童の安全確保の必要がある場合、その危険度に応じて学校が保護者会・地域の協力を得ながら実施する。

下記A～Dの危険度の事象が起こった場合、校長の判断で教職員に周知・確認後、保護者会会長、副会長および緊急時連絡担当役員に事象の内容・危険度を連絡し、緊急時体制をとるよう依頼する。また、必要に応じて地域コミュニティにも協力を依頼する。

(1) 危険度について（Aが最も高い）

- A・・・学校周辺で危険な事象が生起し、犯人が校区内にいる可能性がある場合。
- B・・・学校近隣で危険な事象が生起し、登下校の安全確保を図る必要がある場合。
- C・・・枚方市内で危険な事象が生起し、保護者に周知徹底する必要がある場合。
- D・・・緊急性はないが、保護者への周知・注意喚起が必要な場合。

(2) 緊急対応

危険度Aの場合

- ・まなびポケットと電話を通じて全家庭に連絡し、保護者が児童を学校に迎えに来るように依頼する。保護者が迎えに来るまで校内で待機させる。教職員は、校内の安全確保に努める。また、保護者・地域に立ち番、パトロールを依頼する。
- ・下校後は、児童のみで外出しないよう指導を徹底する。
翌日の登校については、可能な限り保護者が集団登校に同行することにより安全を期す。

危険度Bの場合

- ・まなびポケットと電話を通じて全家庭に連絡するとともに、児童は教職員の引率で集団下校する。保護者には、可能な限り、集団登校の集合場所付近まで迎えに出るよう依頼する。下校後は、児童のみで外出しないよう指導を徹底する。PTA・地域には自宅近くで登下校の様子を見守ってもらうよう依頼する。
- ・翌日の登校については、保護者が集団登校集合場所まで送ることにより安全を期す。

危険度Cの場合

- ・保護者会に連絡し、下校時間帯の地域巡回を依頼する。児童は通常どおりに下校する。
- ・学校から児童を通じてまなびポケット、お知らせプリントを配布し、保護者への周知と地の見守りを依頼する。

危険度Dの場合

- ・学校から児童を通じてまなびポケット、お知らせプリントを配布し、保護者への周知と、地域での見守りを依頼する。